

# 大庄屋文書から見た酒田の世相 (二)

須藤 良弘

『東北公益文科大書総合研究論集 5』では、主に凶作とその対策、大火について記した。酒田町三組の内、酒田市立光丘文庫に所蔵されている内町組の大庄屋・伊東家と米屋町組の大庄屋・野附家の文書から酒田の世相を前号に続いて見てみたい。江戸期の町政は酒田町奉行の下で、酒田町組は酒田三十六人衆の年寄三名・長人と大庄屋二名、内町組と米屋町組は各々二名の大庄屋によって行われていた。なお、文書の句読点は筆者が付け加えたものである。

## 一、善行者の表彰

江戸期では、忠孝が最高の道徳的価値であった。酒田においても為政者は孝養・家庭円満・貞節・勤勉などを奨励し、それを実行している者を見出し出しては賞を与えている例は枚挙にいとまがないほどである。ここでは先ず、野附家文書の『酒田三組孝養並奇特者之控』から、ほんの一部を紹介したい。

元文六年(一七四一)、台町清右衛門妻ミヤに、「右者両親江孝養、夫江稀成貞節二付被下候」で御米三俵、両親に孝養、夫に稀なるほどの貞節で御米三俵の褒美である。寛延辰年(一七四八)、十王堂町五郎兵衛に、「右者正直者二而其上養母江孝行いたし候段相聞候間、為御褒美被下置候」で、御錢十貫文の褒美である。宝暦十年(一七六〇)、中之口

甚五兵衛女房は、舅姑に孝行、眼病で盲人同様の夫によく仕え、さらに「困窮之中、大勢之子供、女之手業二而相統」で、御米二俵である。

町の有力者である下内町の三丁目弥右衛門は明和八年（一七七二）に、「家内睦敷孝心ヲ尽シ、且御町場之困窮之者共江、人不知御米を為取、又八古着を為取候事二御座候、諸事信実成致し方二而、諸人一統感慕罷在候由」と、家内仲良く、孝行、それに町の困窮者に人に知られないよう米や古着を与え、何事にも信実に接することで、人々は慕っているとして、御米十俵。

天明八年（一七八八）、内町組の大庄屋・伊東弥十郎と弟の伊東弥平治・見龍は、「右兄弟三人共両親江孝養、篤実之者二付」、「御家老中御詞之御称被成下候」で、家老からのおほめの言葉である。台町長助は町の肝煎であろうか、文化十年（一八一三）「人品宜、町内諸役銭取立方之儀厚心を用ひ困窮之者一助二茂相成、且施米を茂いたし候」とで、御米二歩である。下内町と浜町外二町の肝煎を文政五年から三十年も務めている藤塚又右衛門は、「諸事心を用取締宜敷、出入事等茂度々取扱、且又取立物仕法相立、火防向深切世話いたし」とで、「其身一代苗字御免」である。

文政九年（一八二六）、台町の次郎助と同人母きくは、「御金一両 右者極窮之所、家業出精、家内睦敷、母子心を合、極老之祖母江孝養之旨一段二付、為御称誉被下置候 一、殿様御巡国之節、妙法寺江右次郎助並母きく孝行者二付、御居間之御庭江御呼出二而、御手自御扇子二本御手拭三筋宛被下置候」。次郎助母子が非常に生活が困窮しているが家業に精を出し、家内仲良く、それに高齢な祖母へ孝養を尽くしたことで金一両、さらに酒田に来た殿様から、じかに扇子と手拭を頂戴した。

なお、この次郎助の祖母の名はつや（都矢）で、没年が天保八年で、享年百十八歳とされ、その寿碑が持地院にある（『開創六百年記念 良茂山持地院誌』）。

野附家文書に寛政元年酉（一七八九）十月の『三町孝行者行状控』がある。これにも多くの孝行者を詳細に記述している。ここでは本町「四之町小右衛門娘津る」についてだけ抜き書きしてみよう。

「右津る儀、其頃三十三歳罷成申候、数度之類焼二而本町二罷在候得共、連々不如意二罷成、至而困窮仕候者御座候。多くの富商が居住する本町に家を構えながら津るの家は数度の類焼で、生活は極度に困難となり、家業は「豆腐を摺店」と「二銭二銭」の果物・小豆餅などの商いをし、「風雨寒夜」でも深夜まで売り歩いた。

「幼年之砌より世間之子供同様二遊候事も不仕、渡世之事而已心掛、随成長、父母江甚孝行之者二御座候」で、津るは子供の時から世間の子供のように遊ばず、渡世ばかりに専念し、成長するにつれ父母に非常に孝行であった。「親小右衛門儀つる二十四歳之頃より疾眼く、盲人二罷成、万事不自由二候得者、朝夕心を尽相痛介抱」、小右衛門の妻も「貞心者」で、「母子諸共」小右衛門を「貴人等もてなし候躰二行儀正敷仕候く」、仏参等では小右衛門の手を引き、「厠江參候二茂母子代ル代付添候而、厠之外より世間珍敷咄仕付、小右衛門を慰申候」と、便所に行くにも母子代わる代わる付き添い、外から世間の珍しい咄などを聞かせ慰めている。

兄がいるが病身で「狂乱仕候者」であるので、親類共は津るに婿を迎え、家を相続するようにすすめたが、津るは「貧敷暮居事二候得者、迎茂相応之者茂有之間敷存候得者、相続者勿論、却而両親江心俣二仕兼候く」と、貧しい家に相応する者もないだろうし、婿が入っても両親に心のままにつくすことは出来なくなるとし、姉婿の子供をもらって家を相続させたいと答えている。

津る「一人之手業」で苦しい生活を送りながらも、「御町役諸出銭等常々大切二心懸候く」て差し出し、さらに近所の「身上相応之者共」が困窮を「見捨」兼ねて、少々の「合力心付」をしようとしても堅く辞退し、「無筋、助力等請候氣質も無御座候く」であったので、「近辺之者共一統感候く」であった。

その後、小右衛門が「大病罷成候節者昼夜忘寝食看病く」、母も眼病で盲人となった。兄も「病氣相寡乱心く」が激しくなり、「外ト江走出候高声仕く」、近所の者も「氣を痛候く」ほどの「不調法」で、「恥入存候く」ではあるが、「兄を押し込置候而者、冥府之程茂恐敷く」と、兄を家に閉じ込めて置くことはせず、兄が「心静」な時母と意見し、「朝夕仏神江念」じた。

父母に続いて、兄も九年以前、六十一歳で病死した。「兩人（父母）病中者勿論平生共ニ深切ニ取扱、末期迄無殘處介抱仕、津る儀當年六十六歳ニ而存生ニ罷有候」。津るは「世間ニ勝連孝行之者」ということで、宝暦六年に「鳥目三貫文」、宝暦九年には「鳥目二貫文」の「御称誉」を受けている。

## 二、長寿者へのお祝い

当時、敬老を奨励する意味で、長寿者へのお祝いは数多く出ているので、三つの例だけ紹介したい。

安永八年（二七七九）一月廿五日、「給人町与七郎母年九十一 下片町久藏年九十 たか町五郎右衛門祖母年八十九 長寿之者 町用米ヨリ老俵ツツ」（伊東家文書『御用帳』）。文久三年（一八六三）、「長寿之者 筑後町嘉兵衛祖母年九十二 寺町属町龍蔵寺門前七左衛門母年九十」（野附家文書『酒田町組米屋町組 御用留牒』）にもお祝いの米が支給されている。なお、両家の文書から、お祝いを受ける長寿者は八十八歳以上のように、台町藤蔵の母は安政六年（一八五九）に九十七歳である。

## 三、捨て子

捨て子が多かった。そのため捨て子禁止のお触れが出されていた。寛政八年（一七九六）にも、「従前より捨子御停止之所、近年猥ニ所々江捨置候趣、風聞有之、不屈之至」（伊東家文書『御用日記』）とある。

安永七年（二七七八）十一月、「廿日夜給人町吉左衛門所へ捨子有之候ニ付、吉左衛門子ニいたし養育仕度旨ニ付、養

育金申請度候段申上候所、為御手擬金壹歩被下置候」（伊東家文書『御用帳』）。吉左衛門は捨て子を自分の子とすることで、養育金一步を頂いている。

同八年五月十四日、「先達而、上内町甚四郎所へ之捨子、はま町勘六と申者子共無之候二付、貫度く。子供のいない勘六から、捨て子を貰い受けたという願いは、酒田町奉行所によつて「御承知」されている。同年、「六月廿三日、給人町吉左衛門所へ去冬捨子、く吉左衛門養育致置候處、当朔日より相煩、養生不相叶、今夜病死致候段、肝煎善七相届候而、御役所へ申上候」（伊東家文書『御用帳』）。吉左衛門が自分の子とした捨て子は七か月後に残念ながら病死している。

安政五年（一八五八）三月二十六日、近江町彦兵衛と肝煎和助より大庄屋への口上書、「此廿四日晝九ツ時二も御座候哉、私表庇之内稚子之鳴声仕候二付、不審二存起出候處、鳴声留り候間、猶豫いたし罷在候処、町内夜番之者参り候処、錫杖二驚候哉、又々鳴出候二付、驚入、戸明見候処、去九月頃二も出生と相見江、二歳斗之男子老人蒲団二被包鳴居候二付、家内江連参」。彦兵衛の表庇の所から幼児の泣き声があるので起き出してみたが、泣き止んだのでそのままにしていたら、夜番人が所持している錫杖の音に驚いたものか、再び泣き声がするので戸を明けて見ると、昨年九月頃に生まれと思われる男の子がふとんに包まれて泣いているのが発見された。

この男の子は彦兵衛の家の中に入れられ、「先以、乳もらひ置、近所其外近町色々穿鑿仕候得共、何方之子二御座候哉、相知不申、全捨子と相見江候間、養育仕置候、此段御届申上候以上」（野附家文書『御用控』）。先ず乳をもらい、どこの子か方々いろいろ調べてみてもわからず、結局、捨て子と思われるので、養育したいというものである。

#### 四、困窮者救助

困窮者の救助についても多く記録されている。明和九年（一七七二）、「三月十三日、外之町伝四郎後家、同町善太郎後家小やかかけつふれ候二建直申度候間、御手擬被成下度旨申上候所、御承知被成候、両人共兼而御手当被下候困窮人二付き申上候、猶其外用立候品相用ひ、不足之品二積り書二而申上候、」（伊東家文書『御用之書記』）。貧しくて、手当を受けている二人の未亡人の潰れそうになっている小屋のような家の建て直しは許可されたものの、不足な物についての見積書を出したいというものである。

寛政六年（一七九四）、肝煎幸助より、「御町用米之内より被下置候米之事 一、米六升 寅二月三日より来ル三月三日迄一日米貳合ツツ 右者拙者支配勘七母極窮之上、盲人病身者二付、生涯為御救被下置」 寅二月五日」（伊東

家文書『御用控』）。盲人で病者、それに極窮な勘七の母へ、米一日二合ずつの救助である。なお勘七については記載されていない。翌年にも幸助から、「一、米五升八合 七月朔日より廿九日迄一日貳合宛 右者拙者支配勘七母極窮之上、盲人病身二付、生涯為御救」（伊東家文書『御用諸證文差紙控』）。勘七の母へは一生涯の救助である。

寛政七年、「三町極窮之者共、酒田町貳百余人余、内町組百人余、米屋町組七拾人余、三町合四百人余有之候間、耆人二付白米壹合宛為取度段、尤一両年以前米高之節、町之極窮之者江、伊藤四郎右衛門・藤井伊兵衛・池田藤八郎・青塚治郎右衛門・唐仁屋藤重郎・越前屋五右衛門・柿崎孫兵衛右七人之者より米貳百俵差出置候所、段々米下値二相成候間、右七人江預置」。

寛政七年の酒田三町組の極窮者は四百人で、一人に白米一合ずつを取らせたいというものである。二年ほど前米が高値の時、極窮者の救助のために、酒田の豪商七人から米貳百俵が差し出されていたが、米が安値となり、この米を使わ

ず、七人に預けて置いた。この度、この米を救助用に使いたいということで、目明に困窮者の数の調査をやらせたのが次の文である。

「目明二申付、見分為致候処、三町より亦々四五十人出来申候、外之町下内町・酒田町臺町・米屋町組より、老人七日迄、人数酒田町式百四拾人家数六十六軒、内町組人数百十九人家数三十五、米屋町組人数八十五人家数二十五軒」(伊東家文書『御用日記』)。

寛政八年七月十六日、外之町肝煎与右衛門より内町組大庄屋に、外之町傳助の後家二十九歳、傳助の母五十歳、傳助の姉四十一歳について次のような手当の支給願いが出された。

「右之者極窮二候得共、夫傳助存生之内、実心二取扱、殊二去卯之六月中長病之所、厚致介抱、且又日々野山二出青物等取帰、難渋之家内江是迄為暮居候處、当月十日夫傳助病死仕、五人組之世話を以葬礼取仕廻候得共、極窮之上支払二致方茂無之躰二御座候、以御慈悲御手擬被下置候様、被仰上被下度奉願候以上」(伊東家文書『御用日記』)。

極窮ではあるが傳助を誠意をもって取り扱い、長患いした時もよく介抱し、日々野山に青物を取りに行つて暮らしていた。傳助が死亡すると葬式は五人組の世話で執り行ったが、その費用は極窮の身の上なので支払う事は出来ない。それで大庄屋から役所へ手当を支給してくれるようにと申し上げてくれというお願いである。願いが通り、一貫五百文の「御手擬」を頂いている。

この寛政八年、どういふわけか大庄屋文書には見えないが、『足軽目付御用帳』(『酒田市史史料篇八』)に、大破している家の修繕費として渡された金も、生活費として遣つたものか、修繕もしないうちに家が大雪で潰れてしまい、盲目で心に痛みがある娘がその下敷きになつて亡くなったという悲惨な親子について記載されているので、次に記す。

「内町新蔵と申者、十五歳之娘と兩人困窮二相暮、右娘盲目之上、氣不足二御座候由、家も及大破候付、町内之肝煎より申立、御町用钱貳貫文借用仕、右新蔵江家取繕候様二と貸渡候處、右錢遣ひ、右潰家繕も不仕、居候處、此間之雪二

而、一昨夜家潰、右娘梁二打れ、相果申候。

安永五年（一七七六）、困窮者の中には乞食・「袖乞」となる者もあり、トラブルを起こし、袖乞には物を与えないよう、又、袖乞に出ることを嚴重に禁止している例として、「内町組新地困窮之もの袖乞二罷出、以之外悪口等いたし候段相聞候二付、以後右之者共袖乞二罷出候而も一切為取申間敷旨相觸申候、尤内町組二而八右之者共へ、以後袖乞二罷不申様嚴重申渡候」（野附家文書『諸御用控牒』）。

元治二年（一八六五）、米高で生活が苦しい川北の盲人から「乍恐以書付奉願上候」が年寄の二木と大庄屋の野附に出された。米高に加え、按摩の仕事も手薄となり、父母妻子の養育さえできなくなっているとして、嘉永三年や天保四年の例のように、三十俵の御救米を下されたいというものである。

「近年米価高値之為、難洪之盲人共、何様二欺取凌罷在候処、此節二至、格外之米高値二罷成、猶又按摩等之療治茂手薄二、如何にも可取統様無御座、露命相統仕兼候体二罷成候間、御時節柄恐入奉存候得共、拾六年以前嘉永三戌年米高値之節、御救米式拾五俵被下置候得共、今度之儀者、諸品稀成高値二付、父母妻子養育可仕様無御座候間、天保四巳年之御例を以、川北惣盲人共江、何卒格別之以御慈悲、御救米三拾俵被下置候様、厚御沙汰被成下度奉願候」（野附家文書『御用扣』）。

## 五、金蔵に盜賊

「天保十年（一八三九）一月十日、金蔵に盜賊が忍び入り六〇〇兩を盗む。犯人は二人、一人は出奔。一人は捕らえられ、町中引廻しのうえ獄門にかけられる」（『庄内史年表』）。この事件は庄内藩にとつて大きなショックで、翌日の「正



月十一日、「御家老連印」で酒田町奉行の「小川渡大夫様」宛てに、酒田は人の出入りが多い所なので、特に力を入れて捜査するよう、次のような命令が出された。

「昨十日之夜、御金土蔵へ盗賊入り、御金紛失二付、右盗賊穿撃方之儀向々へ申達候、其元ハ旅人も多迎場所二付、怪敷者徘徊致間敷も無之、御同心並目明共精々心を尽、穿撃いたし、自然怪敷者見当候ハ八召捕候様可申付候」。さらに続けて、港町として特に注意すべき場所を指摘している。

すなわち、海船や川船は定番所だけでなく仮番所を置くこと。遊女屋や旅籠屋、金を扱う歩座などは特に取り締まりを嚴重にすること。身分不相応な金遣いの者への注意、怪しい者を取り逃がさないよう、奉行所の判断で、宿屋などに町役人の一人か二人を加えて置いたほうがよいのではないかというのが次ぎの文である。

「一、海船川船共改方ハ入念候様、沖之口二者定番所も有之候得共、別二仮番所二而も相建、船通路嚴重改方可申付候

一、遊所二ハ勿論はたこや等江逗留之者、身分不相応之金銭遣ひいたし候者有之候ハ八、不取逃様手当致置、早速注進申出候様可申付候、尤宿屋共斗二而ハ吟味行届兼候事も可有之、殊二とり見通し二到間敷も無之候間、町役人之内一兩人も差働候者見廻り申付可致哉、其元考も差加何分二も手筈能可被取斗候 一、歩座方ハ金銭取扱候場所二付」。

続けて、「右者大賊之事二付、召捕候者ハ勿論、住所呼出候者へも急度褒美之沙汰二可及、是非共召捕候様可申付候以上」。犯人召し捕りや犯人の住所を知らせた者に褒美を取らせるのである。この命令を受け、酒田町奉行と大庄屋等は具体的な対策を練っている。ここではその一部だけ紹介したい。

「囲船並通船改方之儀ハ、高野浜外レ川端御座候茶屋借上、問屋年番・船場丁肝煎並差心得候丁持共相撰差出し置、尚又手落無之様、問屋頭共為立合、嚴重相改候様、且最上川船出之節、並右船宿共穿撃之儀ハ、舟肝煎同組頭、差働候舟組頭相撰、其上心得候肝煎も差加え、嚴重為致候事仕事 但、船通路之儀ハ高野浜外レ茶屋仮番屋仕、丁持共相等雇、昼夜出置候二付、雇代其外雜費も相懸可申、其段ハ追而申上度奉存候（以下略）」（伊東家文書『御用留帳』）。

港の近くの高野浜外れの茶屋を借り、問屋や船肝煎等が運送を業とする丁持を雇い、厳戒態勢に入っている。特に、最上方面への通船が出発の時は、その船宿共に舟組頭や肝煎などが嚴重に調べることにしている。さらに年寄・大庄屋は、「胡乱之者止宿」や「少も疑敷者」は「早速申出」るよう、「町々肝煎等へ申付」ている。

## 六、 棧敷の高さが問題に

酒田では寺社の修繕等を理由に、多くの芝居興行があつた。一例として、寛政七年（一七九五）、愛宕別当・青雲寺より、「拙寺相守申候愛宕堂之儀、近来相廃及大破候處、旧年為再建立、相對助力之儀奉願候、踊物まね一幕切追出し興業仕候ハハ、右造立之足ニ罷成」(野附家文書『御用日記』)。堂再建のための興行である。芝居興行の担当は酒田町の丁離(長吏)で、興行には足輕目付等が監視のため出張した。明和九年(一七七二)、丁離頭・仁右衛門と丁離組頭・由左衛門から次ぎのような「口上之覚」が出された。

「御尋ニ付乍恐申上候、芝居有之候節、古来より御足輕目附御棧敷式間程、御町御役人御棧敷卷間程、尤高下なし二同様相掛申候儀承知仕候間、右之通同様二相懸候所、去ル丑年も同様相掛申候、御足輕目付様被仰聞候二ハ、先年より家々棧敷、御町役人棧敷高下在之候間、左様相心得候様被仰付候、然ルニ寅年者芝居無之、去以御慈悲芝居御願被仰付候節、又々御足輕目付様被仰候ハ惣棧敷別格之儀其方扣二も」。

芝居がある時設ける棧敷は、昔から足輕目付は二間、町役人は一間であるが高さの違いはなく、これまでそのようなやつてきた。ところが明和六丑年に足輕目付より先年から棧敷に高下があるといわれた。七年は芝居がなく、八年に芝居をお願いしてできたが、同じことをいわれた。足輕目付方の扣にもそのようになり、それを写してきて、「く御棧敷寸

尺始而承知仕候」であつた。

その「覚」は、「宝曆五年亥（一七五五）七月十五日芝居おきて渡シ之節、彦兵衛惣内罷出、相改棧敷高サ、丁離仁右衛門・長人由左衛門為改申候 一、高サ四尺板上迄外之手摺耆尺八寸 御足軽目付 一、高サ三尺五寸同斷 御同心 一、高サ三尺三寸同斷 御町役人見物棧敷 右之通古来より丁離頭長人共申聞ル」（伊東家文書『御用之書記』。身分により芝居見物の棧敷の高さまで差別があつた。一般庶民はさらに低い棧敷であつたと思われるが、丁離と共に記録されていない。

## 七、殺人と容疑者行方不明

明和六年（一七六九）、小さな町で大きな事件が発生した。藤八という男が、仲良く付き合っていた与兵衛の家で殺されており、与兵衛夫婦は行方不明となつた。

「上袋小路藤八と申者、五月廿八日夜罷出、翌朝迄罷帰不申故、近所相尋候所、向家与兵衛と申者、兼而心易仕、連二往來いたし居候二付、右与兵衛家へ参見候所、藤八相果居、与兵衛夫婦八居不故、右藤八子共驚罷帰、親類共打寄評議之上、注進申出、与兵衛組内並親類共御吟味被仰付候、右与兵衛兄米や町惣七と申者、三十日之内尋出候様被仰付、尤相尋候得共行衛相知不申二付、左之通申上候」。兄の惣七は三十日以内に与兵衛夫婦を捜し出すよう命じられたが、七月四日、惣七ときも入源次兵衛より大庄屋の池田・野附に次の口上書が出された。「上袋小路与兵衛夫婦五月廿九日夜より行衛相知不申候二付、拙者儀二三十日之内二尋出候様二と、先月三日被仰付奉畏、御郡中委相尋候上、最上秋田邊迄所々手寄を以相尋候得共、今以行衛相知不申恐入奉存候、外二可相尋手段も無御座候二付、乍憚申上候以上」（野附家文書『諸御用控』。結局、最上・秋田方面まで探したものの夫婦の行方はわからなかつた。

## 八、盗みで獄門

元禄二年（一六八九）、雪で行き倒れとなつた死者から衣類等をはぎ取り、獄門にかけられた事件である。死者から衣類をはぎ取る行為は許されるものではないが、殺人事件でもないのに拷問・獄門、その上、家族・親族までも重い処分を受けたこの事件は、現代では考えられない。行き倒れとなつた矢作嘉左衛門が士分であつたためであろうか。

「永田弥市左衛門殿組矢作嘉左衛門相果、御詮議之次第　元禄二年巳正月廿八日二嘉左衛門鶴岡より御蔵働二罷下候所、四ツ興屋村東二而雪倒れ二相果申候を、八軒町左次右衛門子次郎兵衛、廿九日之暁、古荒新田二而右之死人聞出し、夜中二はぎ取候而、隠置候品々大小布子二つ、羽織袴つゝ」。

行き倒れがある事を聞いた酒田八軒町の次郎兵衛は、羽織等をはぎ取り、隠していたが、厳しい「穿鑿」の結果、事件が発覚した。「閏正月十一日」、左次右衛門と次郎兵衛の姉の婿である久蔵の家財は封印され、五人組に預けられた。

「く同十八日左次右衛門・次郎兵衛拷問被仰付く」、「廿五日二又々拷問く」、「二月三日二町中引渡し、四ツ興屋村前二而斬罪被仰付候、御目付岩崎作右衛門殿罪人之首二ツ共二三日獄門二かかり捨て申候」。父子共に斬罪・獄門になつていゝる。父の左次右衛門が処刑されたのは、直接事件に関与したものであろうか。

さらに婿の久蔵、久蔵の保証人の勘十郎の家屋敷は没収の上、妻子共に犯罪人となり追放である。二月四日二婿久蔵請人勘十郎家屋敷御闕所、鶴岡御内御城下妻子共御追放被仰付候、右之者共縄下之口書、此外親類共書付出候く」（伊東家文書『貞享二年乙丑十二月より元禄三年迄米屋町組池田家御用帳之内文政元寅年十一月書抜』）。没収された家屋敷は落札に向けられた。